

住宅市街地の開発整備の方針に関する都市計画変更について

文京区都市計画部住環境課
令和 3 年 5 月

1 これまでの経緯

- (1) 住宅市街地の開発整備の方針は、良好な住宅市街地の開発整備を図るための長期的かつ総合的なマスタープランとして、都市計画区域内の住宅市街地の開発整備の構想の明確な位置付けを行うものである。また、住宅市街地に係る土地利用、市街地開発事業及び都市施設等の計画を一体的に行うことにより、住宅市街地の開発整備に関する個々の事業を効果的に実施すること、民間の建築活動等を適切に誘導すること等を目的として定めるものである。
- (2) このたび、東京都では、平成 27 年 3 月に都市計画決定した住宅市街地の開発整備の方針について、社会経済情勢の変化や、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「東京都住宅マスタープラン」、「都市再開発の方針」、「防災街区整備方針」等の内容と整合を図り、必要な見直しを行い、都市計画変更を行うものである。
- (3) 住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の変更手続を進めるに当たり令和 3 年 3 月 3 日に東京都住宅政策本部住宅政策担当部長より文京区都市計画部長あてに、都市計画法第 15 条の 2 の事前の資料作成依頼があった。

2 文京区における住宅市街地の開発整備の方針に関する都市計画変更について

- (1) 都市再開発の方針との整合を図るため、区域及び面積等の修正を行う。
- (2) 都市づくりのランドデザインとの整合を図るため、名称の変更を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

令和 3 年 6 月頃	都市計画原案の資料提出（法第 15 条の 2）
11 月頃	都から都市計画変更案の意見照会（法第 18 条） 文京区都市計画審議会を経て回答
令和 4 年 5 月頃	都による都市計画変更決定告示予定

事務連絡
令和3年3月3日

区市町 住宅・都市計画主管部長 殿

東京都 住宅政策本部 住宅政策担当部長
武井 利行

「住宅市街地の開発整備の方針」改定作業について（依頼）

平素より、東京都の住宅行政へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、都市計画法第7条の2及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条に基づく「住宅市街地の開発整備の方針」は平成27年3月の見直し以来、既に5年弱が経過しており、まちづくりに関する各種施策との整合を図る必要があると考えています。

東京都では「東京都住宅マスタープラン」を令和3年度末に改定するため、住生活基本法第17条に基づく重点供給地域の考え方を含め検討を進めております。今後、本マスタープランと整合を取りながら、「住宅市街地の開発整備の方針」について、都市計画の変更手続きを進めていくことを予定しております。

つきましては、都市計画に係る諸手続き、資料作成等について、貴職のご協力をいただきたくよろしくお願いいたします。

【 担 当 】

東京都 住宅政策本部 住宅企画部 企画経理課

佐藤、仁平、野上

Tel : 03(5320)4938

別表 重点地区の整備又は開発の計画の概要

※ 新規追加地区

番号・地区名	文.1 教育の森公園周辺地区	文.2 千川通り南部周辺地区	文.3 後楽二丁目地区	文.4 音羽一・二丁目地区
面積(ha)	約 32.2ha	約 24.0ha	約 1716.6ha	約 3.0ha
おおむねの位置	文京区西部	文京区中央部	文京区南西部	文京区西部
整備ゾーン区分	センターコア再生ゾーン中枢広域拠点域	センターコア再生ゾーン中枢広域拠点域	センターコア再生ゾーン国際ビジネス交流ゾーン 中枢広域拠点域	センターコア再生ゾーン中枢広域拠点域
a 地区の整備又は開発の目標	大地震等による災害から地域住民の生命を守るため、建築物の不燃化を促進し、避難場所の防災性を高めるとともに、茗荷谷駅周辺については拠点商業業務地として整備改善を図る。	低層老朽住宅等密集地区を整備、改善し、快適な環境の創出と併せて、共同化による土地の有効利用を図るとともに、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。	良好な居住環境に整備、改善し、土地の有効利用を図るとともに、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。	低層木造密集地区を整備、改善し、土地の有効利用を図るとともに、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。
b 用途、密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	不燃化を進め、敷地条件等により建築物の更新を促進し、土地の有効利用を図る。	住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	放射26号線沿いに、中高層の住宅を主体とした複合施設を配置し、土地の高度利用と防災不燃化を図る。
c 都市施設及び地区施設の整備の方針	避難場所である教育の森公園については、防災公園として整備を図る。 また、放射8号線及び駅周辺の整備を促進する。	道路、緑地、広場等の整備を図る。	区画道路、緑地、広場等の整備を図る。	区画道路の整備を図る。
d 公共及び民間の役割、開発整備促進のための条件の整備等 実施予定の面的整備事業等の計画の概要及び決定又は変更予定 その他の特記すべき事項	道路事業、市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 市街地再開発事業(事業中) 都市防災不燃化促進事業(完了) 地区計画(決定済) 街路整備事業(事業中) ・放射8号線 再開発促進地区	組合施行の市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 市街地再開発事業(一部完了) 地区計画(決定済) 住宅市街地整備総合支援事業(完了) 街路整備事業(事業中) ・補助79号線 再開発促進地区	市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 市街地再開発事業(完了) 再開発等促進区を定める地区計画(決定済) 街路整備事業(完了) ・放射25号線 再開発促進地区	組合施行の市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 市街地再開発事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 都市防災総合推進事業(完了) 再開発促進地区 街路整備事業(完了) ・放射26号線 街路整備事業(予定) ・環状4号線

別表 重点地区の整備又は開発の計画の概要

※ 新規追加地区

番号・地区名	文. 5 不忍通り地区	文. 6 大塚五・六丁目地区	文. 7 千駄木・向丘地区	文. 9 不忍通り第二地区
面積 (ha)	約 18.1ha	約 2627.9ha	約 7888.6ha	約 2120.6ha
おおむねの位置	文京区北東部	文京区北西部	文京区北東部	文京区北西部
整備ゾーン区分	センター・コア再生ゾーン中核広域拠点域	センター・コア再生ゾーン中核広域拠点域	センター・コア再生ゾーン中核広域拠点域	センター・コア再生ゾーン中核広域拠点域
a 地区の整備又は開発の目標	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命、財産等を保護し、避難路の防災性能を高めるため、沿道建築物の不燃化を促進するとともに、低層老朽住宅密集地区の整備及び改善を進め住宅供給及び住環境の整備を図る。	地区の防災性を高めるために、道路・公園等の公共施設の整備及び建築物の不燃化促進により改善するとともに、土地の有効活用を図り、住環境の整備を進める。	地区の防災性を高めるために、道路・公園等の公共施設の整備及び建築物の不燃化促進により改善するとともに、土地の有効活用を図り、住環境の整備を進める。	大規模な地震等に伴い発生する火災から、住民の生命、財産等を保護し、避難路の防災性能を高めるため、沿道建築物の不燃化を促進するとともに、低層老朽住宅密集地区の整備及び改善を進め、住宅供給及び住環境の整備を図る。
b 用途、密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	不燃化を進めるとともに、土地や建築物の共同化を促進し、住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	住宅地として整備を進めるとともに、地区内幹線道路沿いにおいては、住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	住宅地として整備を進めるとともに、地区内幹線道路沿いにおいては、住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	不燃化を進めるとともに、土地や建築物の共同化を促進し、住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。
c 都市施設及び地区施設の整備の方針	環状4号線、補助94号線、区画道路、公園等の整備を図る。	区画道路、公園等の整備を図る。	区画道路、広場等の整備を図る。	環状4号線、区画道路、公園等の整備を図る。
d 公共及び民間の役割、開発整備促進のための条件の整備等 実施予定の面的整備事業等の計画の概要及び決定又は変更予定 その他の特記すべき事項	公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は都市防災不燃化促進事業や住宅市街地総合整備事業等により、不燃建築物の整備を行う。 緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 都市防災総合推進事業(完了) 防災生活圏促進事業(完了) 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 優良建築物等整備事業(完了) 街路整備事業(事業中) ・補助94号線 街路整備事業(一部完了) ・環状4号線 再開発促進地区	公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は住宅市街地総合整備事業等により、建築物を整備する。 緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 都市防災総合推進事業(完了) 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 街路整備事業(事業中) ・放射8号線 防災再開発促進地区 不燃化推進特定整備地区 再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は住宅市街地総合整備事業等により、建築物を整備する。 緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 都市防災総合推進事業(完了) 防災生活圏促進事業(完了) 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 優良建築物等整備事業(完了) 街路整備事業(事業中) ・補助94号線 防災再開発促進地区 再開発促進地区	公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は都市防災不燃化促進事業や住宅市街地総合整備事業等により、不燃建築物の整備を行う。 緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 都市防災総合推進事業(完了) 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 街路整備事業(事業中) ・環状4号線 再開発促進地区

別表 重点地区の整備又は開発の計画の概要(新旧対照表)

	変更案	既 決 定	変更案	既 決 定
番号・地区名	文.1 教育の森公園周辺地区	文.1 教育の森公園周辺地区	文.2 千川通り南部周辺地区	文.2 千川通り南部周辺地区
面積(ha)	約 32.2ha	約 32ha	約 24.0ha	約 24ha
おおむねの位置	文京区西部	文京区西部	文京区中央部	文京区中央部
整備ゾーン区分	センター・コア再生ゾーン中核広域拠点域	センター・コア再生ゾーン	センター・コア再生ゾーン中核広域拠点域	センター・コア再生ゾーン
a 地区の整備又は開発の目標	大地震等による災害から地域住民の生命を守るため、建築物の不燃化を促進し、避難場所の防災性能を高めるとともに、茗荷谷駅周辺については拠点商業業務地として整備改善を図る。	大地震等による災害から地域住民の生命を守るため、建築物の不燃化を促進し、避難場所の防災性能を高めるとともに、茗荷谷駅周辺については拠点商業業務地として整備改善を図る。	低層老朽住宅等密集地区を整備、改善し、快適な環境の創出と併せて、共同化による土地の有効利用を図るとともに、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。	低層老朽住宅等密集地区を整備、改善し、快適な環境の創出と併せて、共同化による土地の有効利用を図るとともに、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。
b 用途、密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	不燃化を進め、敷地条件等により建築物の更新を促進し、土地の有効利用を図る。	不燃化を進め、敷地条件等により建築物の更新を促進し、土地の有効利用を図る。	住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。
c 都市施設及び地区施設の整備の方針	避難場所である教育の森公園については、防災公園として整備を図る。 また、放射8号線及び駅周辺の整備を促進する。	避難場所である教育の森公園については、防災公園として整備を図る。 また、放射8号線及び駅周辺の整備を促進する。	道路、緑地、広場等の整備を図る。	道路、緑地、広場等の整備を図る。
d 公共及び民間の役割、開発整備促進のための条件の整備等	道路事業、市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。	道路事業、市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。	組合施行の市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。	組合施行の市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。
実施予定の面的整備事業等の計画の概要及び決定又は変更予定	市街地再開発事業(事業中) 都市防災不燃化促進事業(完了) 地区計画(決定済)	市街地再開発事業(事業中) 都市防災不燃化促進事業(完了) 地区計画(決定済)	市街地再開発事業(一部完了) 地区計画(決定済) 住宅市街地整備総合支援事業(完了)	市街地再開発事業(一部完了) 地区計画(決定済) 住宅市街地整備総合支援事業(完了)
その他の特記すべき事項	街路整備事業(事業中) ・放射8号線 再開発促進地区	街路整備事業(事業中) ・放射8号線 再開発促進地区	街路整備事業(事業中) ・補助79号線 再開発促進地区	街路整備事業(事業中) ・補助79号線 再開発促進地区

別表 重点地区の整備又は開発の計画の概要(新旧対照表)

	変更案	既 決 定	変更案	既 決 定
番号・地区名	文.3 後楽二丁目地区	文.3 後楽二丁目地区	文.4 音羽一・二丁目地区	文.4 音羽一・二丁目地区
面積(ha)	約 4716.6ha	約 17ha	約 3.0ha	約 3ha
おおむねの位置	文京区南西部	文京区南西部	文京区西部	文京区西部
整備ゾーン区分	センター・コア再生ゾーン国際ビジネス交流ゾーン 中枢広域拠点域	センター・コア再生ゾーン	センター・コア再生ゾーン中枢広域拠点域	センター・コア再生ゾーン
a 地区の整備又は開発の目標	良好な居住環境に整備、改善し、土地の有効利用を図るとともに、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。	良好な居住環境に整備、改善し、土地の有効利用を図るとともに、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。	低層木造密集地区を整備、改善し、土地の有効利用を図るとともに、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。	低層木造密集地区を整備、改善し、土地の有効利用を図るとともに、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。
b 用途、密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	放射26号線沿いに、中高層の住宅を主体とした複合施設を配置し、土地の高度利用と防災不燃化を図る。	放射26号線沿いに、中高層の住宅を主体とした複合施設を配置し、土地の高度利用と防災不燃化を図る。
c 都市施設及び地区施設の整備の方針	区画道路、緑地、広場等の整備を図る。	区画道路、緑地、広場等の整備を図る。	区画道路の整備を図る。	区画道路の整備を図る。
d 公共及び民間の役割、開発整備促進のための条件の整備等	市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。	市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。	組合施行の市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。	組合施行の市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。
実施予定の面的整備事業等の計画の概要及び決定又は変更予定	市街地再開発事業(完了) 再開発等促進区を定める地区計画(決定済)	市街地再開発事業(完了) 再開発等促進区を定める地区計画(決定済)	市街地再開発事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 都市防災総合推進事業(完了)	市街地再開発事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了)
その他の特記すべき事項	街路整備事業(完了) ・放射25号線 再開発促進地区	街路整備事業(完了) ・放射25号線 再開発促進地区	再開発促進地区 街路整備事業(完了) ・放射26号線 街路整備事業(予定) ・環状4号線	再開発促進地区

別表 重点地区の整備又は開発の計画の概要(新旧対照表)

	変更案	既 決 定	変更案	既 決 定
番号・地区名	文.5 不忍通り地区	文.5 不忍通り地区	文.6 大塚五・六丁目地区	文.6 大塚五・六丁目地区
面積(ha)	約 18.1ha	約 18ha	約 2627.9ha	約 26ha
おおむねの位置	文京区北東部	文京区北東部	文京区北西部	文京区北西部
整備ゾーン区分	センター・コア再生ゾーン中核広域拠点域	センター・コア再生ゾーン	センター・コア再生ゾーン中核広域拠点域	センター・コア再生ゾーン
a 地区の整備又は開発の目標	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命、財産等を保護し、避難路の防災性を高めるため、沿道建築物の不燃化を促進するとともに、低層老朽住宅密集地区の整備及び改善を進め住宅供給及び住環境の整備を図る。	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命、財産等を保護し、避難路の防災性を高めるため、沿道建築物の不燃化を促進するとともに、低層老朽住宅密集地区の整備及び改善を進め住宅供給及び住環境の整備を図る。	地区の防災性を高めるために、道路・公園等の公共施設の整備及び建築物の不燃化促進により改善するとともに、土地の有効活用を図り、住環境の整備を進める。	地区の防災性を高めるために、道路・公園等の公共施設の整備及び建築物の不燃化促進により改善するとともに、土地の有効活用を図り、住環境の整備を進める。
b 用途、密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	不燃化を進めるとともに、土地や建築物の共同化を促進し、住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	不燃化を進めるとともに、土地や建築物の共同化を促進し、住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	住宅地として整備を進めるとともに、地区内幹線道路沿いにおいては、住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	住宅地として整備を進めるとともに、地区内幹線道路沿いにおいては、住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。
c 都市施設及び地区施設の整備の方針	環状4号線、補助94号線、区画道路、公園等の整備を図る。	環状4号線、補助94号線、区画道路、公園等の整備を図る。	区画道路、公園等の整備を図る。	区画道路、公園等の整備を図る。
d 公共及び民間の役割、開発整備促進のための条件の整備等	公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は都市防災不燃化促進事業や住宅市街地総合整備事業等により、不燃建築物の整備を行う。	公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は都市防災不燃化促進事業や住宅市街地総合整備事業等により、不燃建築物の整備を行う。	公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は住宅市街地総合整備事業等により、建築物を整備する。	公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は住宅市街地総合整備事業等により、建築物を整備する。
実施予定の面的整備事業等の計画の概要及び決定又は変更予定	緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 都市防災総合推進事業(完了) 防災生活圏促進事業(完了) 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 優良建築物等整備事業(完了)	緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 防災生活圏促進事業(完了) 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 優良建築物等整備事業(完了)	緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 都市防災総合推進事業(完了) 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了)	緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了)
その他の特記すべき事項	街路整備事業(事業中) ・補助94号線 街路整備事業(一部完了) ・環状4号線 再開発促進地区	街路整備事業(事業中) ・補助94号線 ・環状4号線 再開発促進地区	街路整備事業(事業中) ・放射8号線 防災再開促進地区 不燃化推進特定整備地区 再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	街路整備事業(事業中) ・放射8号線 防災再開促進地区 不燃化推進特定整備地区 再開発促進地区

別表 重点地区の整備又は開発の計画の概要(新旧対照表)

	変更案	既 決 定	変更案	既 決 定
番号・地区名	文.7 千駄木・向丘地区	文.7 千駄木・向丘地区	文.9 不忍通り第二地区	文.9 不忍通り第二地区
面積(ha)	約 7888.6ha	約 78ha	約 2120.6ha	約 21ha
おおむねの位置	文京区北東部	文京区北東部	文京区北西部	文京区北西部
整備ゾーン区分	センター・コア再生ゾーン中核広域拠点域	センター・コア再生ゾーン	センター・コア再生ゾーン中核広域拠点域	センター・コア再生ゾーン
a 地区の整備又は開発の目標	地区の防災性を高めるために、道路・公園等の公共施設の整備及び建築物の不燃化促進により改善するとともに、土地の有効活用を図り、住環境の整備を進める。	地区の防災性を高めるために、道路・公園等の公共施設の整備及び建築物の不燃化促進により改善するとともに、土地の有効活用を図り、住環境の整備を進める。	大規模な地震等に伴い発生する火災から、住民の生命、財産等を保護し、避難路の防災性を高めるため、沿道建築物の不燃化を促進するとともに、低層老朽住宅密集地区の整備及び改善を進め、住宅供給及び住環境の整備を図る。	大規模な地震等に伴い発生する火災から、住民の生命、財産等を保護し、避難路の防災性を高めるため、沿道建築物の不燃化を促進するとともに、低層老朽住宅密集地区の整備及び改善を進め、住宅供給及び住環境の整備を図る。
b 用途、密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	住宅地として整備を進めるとともに、地区内幹線道路沿いにおいては、住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	住宅地として整備を進めるとともに、地区内幹線道路沿いにおいては、住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	不燃化を進めるとともに、土地や建築物の共同化を促進し、住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	不燃化を進めるとともに、土地や建築物の共同化を促進し、住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。
c 都市施設及び地区施設の整備の方針	区画道路、広場等の整備を図る。	区画道路、広場等の整備を図る。	環状4号線、区画道路、公園等の整備を図る。	環状4号線、区画道路、公園等の整備を図る。
d 公共及び民間の役割、開発整備促進のための条件の整備等	公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は住宅市街地総合整備事業等により、建築物を整備する。	公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は住宅市街地総合整備事業等により、建築物を整備する。	公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は都市防災不燃化促進事業や住宅市街地総合整備事業等により、不燃建築物の整備を行う。	公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は都市防災不燃化促進事業や住宅市街地総合整備事業等により、不燃建築物の整備を行う。
実施予定の面的整備事業等の計画の概要及び決定又は変更予定	緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 都市防災総合推進事業(完了) 防災生活圏促進事業(完了) 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 優良建築物等整備事業(完了)	緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 防災生活圏促進事業(完了) 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 優良建築物等整備事業(完了)	緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 都市防災総合推進事業(完了) 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了)	緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了)
その他の特記すべき事項	街路整備事業(事業中) ・補助94号線 防災再開発促進地区 再開発促進地区	街路整備事業(事業中) ・補助94号線 防災再開発促進地区 再開発促進地区	街路整備事業(事業中) ・環状4号線 再開発促進地区	街路整備事業(事業中) ・環状4号線 再開発促進地区